

2021年4月1日

1 サービスの相談窓口

電 話 番 号	083-925-1100
窓 口 担 当 者	大木 温乃

2 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	医療法人 丘 病 院
所 在 地	山口市中河原町2番4号
事業者指定番号	第3510311420
サービス提供地域	山 口 市

3 事業所の職員体制

職 員 体 制		
医 師	事 務 員	看 護 師
理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	

4 サービス提供の時間帯

平 日	午前8時30分～午後5時30分
土 曜 日	午前8時30分～午後0時30分
営業しない日	日曜日・祝日・盆・年末年始

5 利 用 料 金 (利用者の自己負担額 1単位につき)

サービス内容	理学療法士の場合
訪問リハビリ 1	307点/回
サービス提供体制加算	なし
リハビリテーションマネジメント加算	213点/月
短期集中リハ実施加算	200点/日

(1回 20分)

(退院・認定日より3月以内)

6 介護保険給付費及び利用者の自己負担

介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額となります。(例えば、自己負担割合が2割の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額に、3割の場合は概ね3倍の金額になります。)

7 交 通 費

山口市中心部・宮野・大歳・吉敷・大内・仁保・小鯖・平川地域以外の方は交通費の実費が必要となる場合があります。

8 キャンセル料

サービス開始、24時間前までに連絡をされた場合、料金はかかりません。24時間前以降のキャンセルには、利用者負担料金を頂く場合があります。

9 そ の 他

前記の料金費用の支払いは毎月15日までに月単位で請求いたしますので、所定の支払方法により、毎月25日までにお支払い下さい。領収書を発行します。

10 指定介護予防サービス事業の目的

医師・看護師・理学療法士・管理栄養士などが要介護状態または要支援にある高齢者に対し適正な指定介護予防サービスを提供することを目的とする。

11 丘病院 居宅サービスの運営方針

要介護者の心身の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス、およびサービスを利用できるように配慮し、要介護者が可能な限り居宅において自立した日常生活ことができるよう支援を行う。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

12 事故発生時の対応

指定介護予防サービス重要事項説明書 兼 指定介護予防サービス契約書

当院の行う、介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は速やかに、後見人家族・身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

当院は、東京海上火災の居宅介護事業者賠償責任保険に加入しています。

非常災害時の対策は、消防法の定めに基づき作成した施設の「消防計画」によります。

13 サービス内容に関する苦情の連絡先

医療法人 丘 病院	083-925-1100	西村 英子
-----------	--------------	-------

受付けられた苦情は、インシデントレポートで、病院安全管理委員会に報告されます。

山口市介護保険課	083-934-2795	国保連合会	083-925-2003
----------	--------------	-------	--------------

年 月 日

居宅サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

「サービス事業者」	住所	山口市河原町2番4号
	名称	医療法人 丘 病院
	代表者名	理事長 丘 茂樹
	指定番号	第3510311420
「説明者」	所属	医療法人 丘 病院
	氏名	印

私は、本書面によりサービス事業者から指定介護予防サービス重要事項の説明を受けましたので、サービス事業者が指定介護予防サービス重要事項説明書に基づき提供する居宅サービスについて契約するとともに、下記個人情報の使用・提供に同意します。

利用者及びその家族の個人情報について、介護サービス計画作成とその為のアセスメント実施、サービス担当者会議（主治医、利用者、家族、各介護サービス提供事業所の担当者利用者の住所地にかかわる民生委員、介護支援専門員等で集まって行う相談会）、事例検討会（萩市で開かれる担当者の研修会等。本人が特定されないよう個人情報を加工）などに限定して使用すること、ならびにサービスに関わる各事業所への個人情報の提供。

年 月 日

「利用者」	住所	_____
	氏名	_____ 印

「利用者代理人（専任した場合）」

続柄（ ）	住所	_____
	氏名	_____ 印

利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、重要事項説明書と一緒に大切に保管して下さい。

* 本書面上の介護保険の点数や金額は、法の改正等により変動することがあります。